

資料3

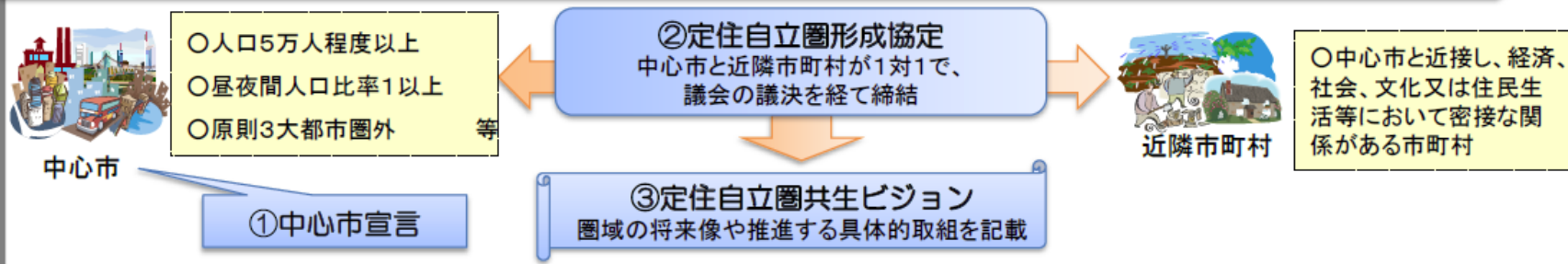
定住自立圏構想の概要について

「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能**を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

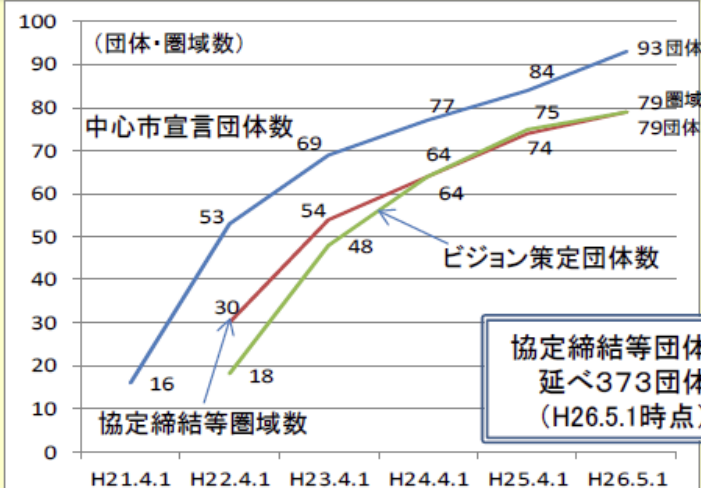
特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置

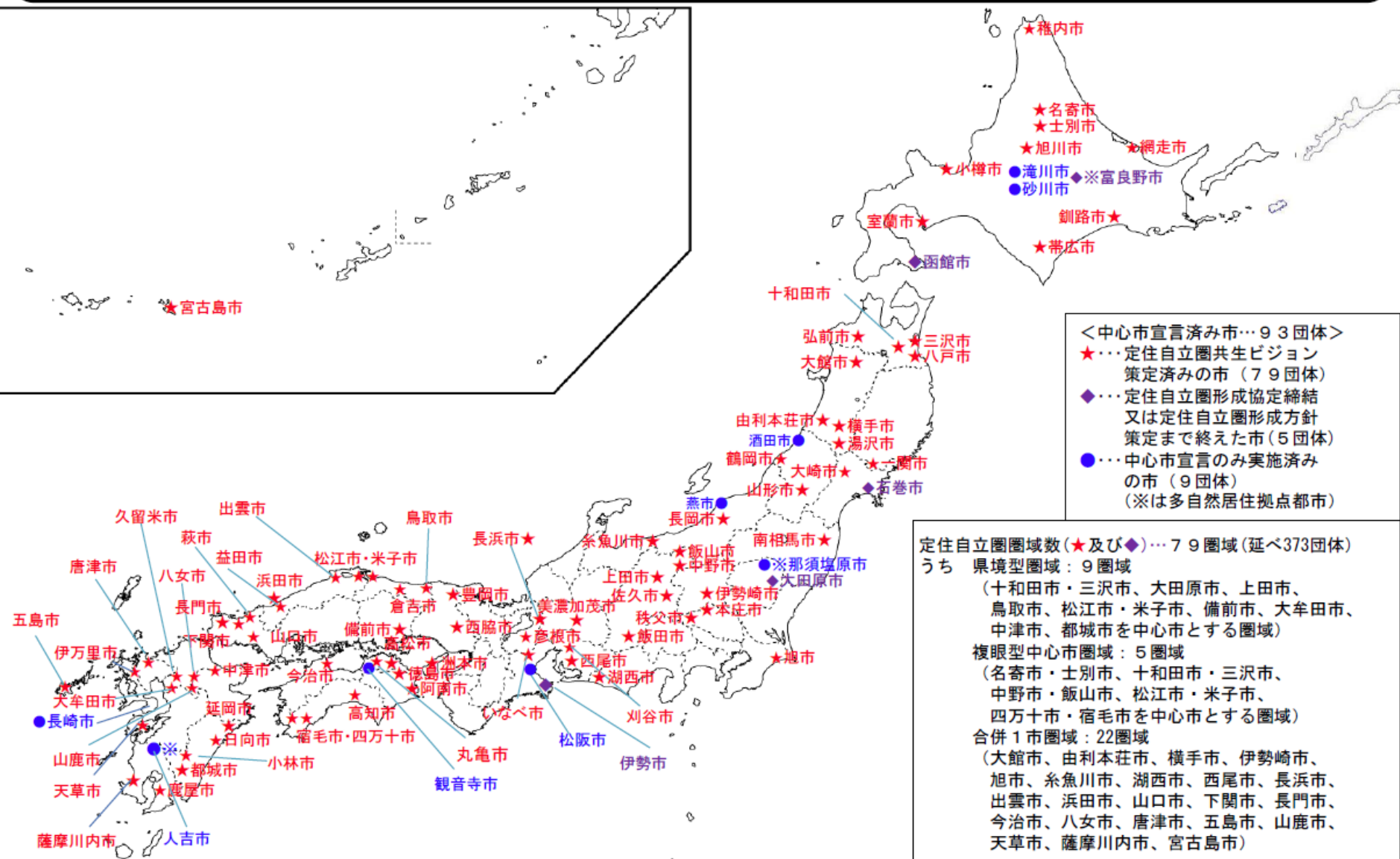
各省による支援策

- ・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況



定住自立圏構想の取組状況（平成26年5月1日現在）



<中心市宣言済み市…93団体>
 ★…定住自立圏共生ビジョン策定済み市（79団体）
 ◆…定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定まで終了した市（5団体）
 ●…中心市宣言のみ実施済み市（9団体）
 （※は多自然居住拠点都市）

定住自立圏圏域数（★及び◆）…79圏域（延べ373団体）
 うち 県境型圏域：9圏域
 （十和田市・三沢市、大田原市、上田市、鳥取市、松江市・米子市、備前市、大牟田市、中津市、都城市を中心とする圏域）
 複眼型中心市圏域：5圏域
 （名寄市・士別市、十和田市・三沢市、中野市・飯山市、松江市・米子市、四万十市・宿毛市を中心市とする圏域）
 合併1市圏域：22圏域
 （大館市、由利本荘市、横手市、伊勢崎市、旭市、糸魚川市、湖西市、西尾市、長浜市、出雲市、浜田市、山口市、下関市、長門市、今治市、八女市、唐津市、五島市、山鹿市、天草市、薩摩川内市、宮古島市）

定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

定住自立圏79圏域（平成26年5月1日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療

79圏域

医師派遣、適正受診の啓発、休日
夜間診療所の運営等

福祉

61圏域

介護、高齢者福祉、子育て、障が
い者等の支援

教育

64圏域

図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興

75圏域

広域観光ルートの設定、農産物のブ
ランド化、企業誘致等

環境

33圏域

低炭素社会形成促進、バイオマス
の利活用等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流

65圏域

合同研修の開催や
職員の人事交流等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

75圏域

地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用

36圏域

メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備

48圏域

生活道路の整備等

地産地消

39圏域

学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住

60圏域

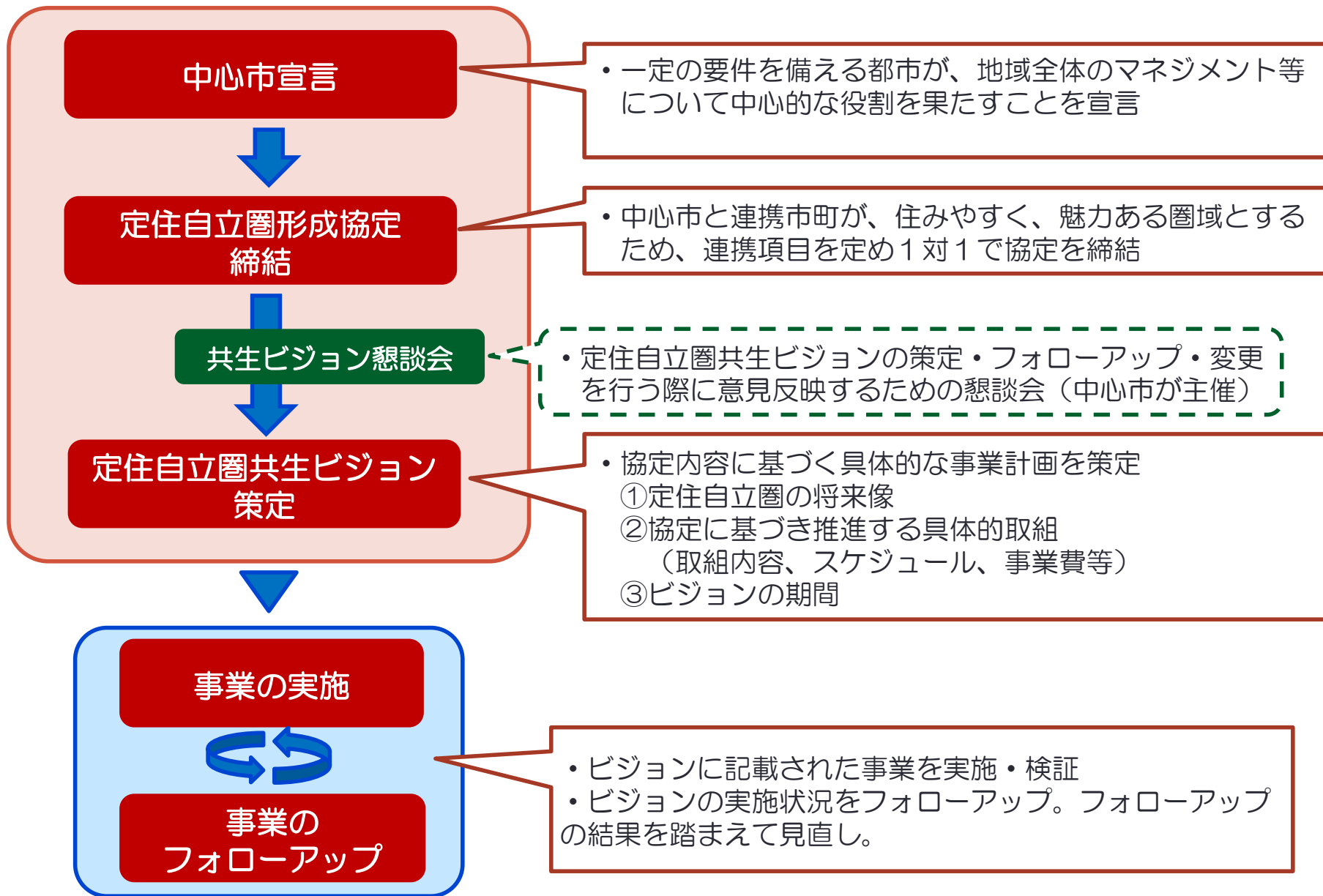
共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

外部専門家の招へい

30圏域

医療、観光、ICT等の
専門家を活用

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。



定住自立圏共生ビジョンについて

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

ビジョンに記載する主要事項及び期間

① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

策定手続き等

① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

② ①における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

③ 策定後、公表。中心市は近隣市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。総務省は速やかに関係府省に写しを送付。